

固定資産評価審査申出制度のあらまし

1. 固定資産評価審査申出とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳（補充課税台帳）に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査申出をすることができます。

審査委員会は、市長が登録した価格に関する納税者の不服を審査するために設けられた中立的な機関であり、本市においては、3名の委員が審査を行います。

審査委員会に審査申出をすることができる事項は、価格に関することに限られます。（価格以外の不服は、審査請求により申し立てることになります。）

不服申立ての種別	不服の内容	不服申立て先
審査申出	価格（評価額）	益田市固定資産評価審査委員会
審査請求	価格以外（課税標準、税額等）	益田市長

2. 審査申出をすることができる方、審査申出の方法（提出書類、提出先）

審査申出をすることができる方は、固定資産税の納税者又はその代理人に限られています。また、審査申出は、不服の内容など必要事項を記入した審査申出書等を提出することにより行います。

【提出書類】

提出書類	備考
審査申出書	正、副2部提出

※ 上記に併せて、審査請求に関する資料を提出することは、差し支えありませんが、正副控の2部必要です。

※ 必要に応じて、審査委員会から資料の提出を求めることがあります。

【提出先】

益田市固定資産評価審査委員会事務局（総務管財課内）

※ 審査申出に当たっては、税務課固定資産税係において、評価の根拠等について、あらかじめ十分な説明を受けていただくようお願いします。

3. 審査申出をすることができる期間

固定資産課税台帳に価格（評価額）等の登録をした旨の公示があった日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内（※）です。これを過ぎると審査をすることができません。

※ 既に登録された価格が後に修正された場合は、修正通知を受けた日から3か月以内です。

この場合、審査請求をすることができる事項は、価格のうち修正された範囲に限られません。

4. 評価についての照会

審査申出人は、評価の基になった資料など、審査委員会に不服を主張するために必要がある事項について、直接、評価庁である市長に書面で照会をすることができます。詳しくは、税務課にお問い合わせください。

5. 審査の方法

審査は、原則として書面で行います。

審査申出人からの審査申出書、反論書や、評価庁である市長（税務課）からの弁明書を基に、書面審査を行います。

なお、審査委員会が必要であると判断した場合は、実地調査や口頭意見陳述（審査申出人及び評価庁が出席し、口頭による陳述を聴取することにより、双方の主張、争点、事実関係等を明らかにするもの。）を行います。

審査申出人は、希望をすれば、評価庁に対して口頭で意見を述べるすることができます。

※ 口頭意見陳述に当たっては、税務課固定資産税係において、評価の根拠等について、あらかじめ十分な説明を受けていただくようお願いします。

6. 審査申出の流れ

（1）審査申出書の受付と形式の審査

審査申出書が提出されると、請求の内容を審査する前に、まず、必要な添付書類があるか、期限内に提出されたものであるかなど、適法な形式を備えているかどうかを審査します。

審査申出書に不備があった場合は、審査委員会から補正通知をお送りしますので、その内容に従って補正していただくことになります。

審査申出期間後に提出された審査申出書や、補正通知をお送りしても補正されなかったものは、不適法であるため却下されることがあります。

（2）内容の審査

形式の審査を経た適法な審査申出について、概ね別添の「固定資産評価審査委員会の審査の流れ」の手順で行われます。

7. 審査決定

審査決定には次の3種類があります。

- ①認容： 審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格（評価額）を修正すること
- ②棄却： 審査申出人の主張は価格（評価額）を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること
- ③却下： 審査申出期間後に提出された請求や価格（評価額）以外に関する請求など、不適法であることを理由に請求を退けること

審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続を進めますが、審査手続には慎重を期することも求められており、審査申出の件数が多数に上った場合など、審査に時間がかかることがあります。

審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消しを求めて、審査決定書の送付を受けた日から6か月以内に訴訟を提起することができます。また、審査委員会が審査申出を受け付けてから30日以内（延期する場合があります。）に審査決定を行わない場合は、その請求を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

8. その他

審査申出をした場合でも、固定資産税の納期限は延長されません。

納期限を過ぎますと滞納扱いとなりますので、固定資産税は納期限までに納めてください。（仮に、納付いただいた後に、審査決定に基づき価格が修正された結果、過払金が生じた場合には還付されます。）

不明な点がございましたら、税務課固定資産税係又は固定資産評価審査委員会事務室にお問合せください。

名称	電話番号	住所
益田市税務課固定資産税係	31-0610	〒698-8650
益田市固定資産評価審査委員会事務局 (総務管財課内)	31-0141	益田市常盤町1番1号